

立川市特定空家等の適正管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）に基づき、市内の空家等及び特定空家等に対し、必要な対策を実施するため。

立川市特定空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市内に所在する空家等及び特定空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、事故、火災、犯罪等の発生を防止するとともに、市民の良好な生活環境の確保を図り、もって市民が安全で安心して生活することができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、空家等の適正な管理に関する知識の普及及び意識の啓発に取り組むとともに、空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空家等が特定空家等にならないよう、常に適正に維持管理しなければならない。

2 所有者等は、当該空家等が特定空家等に該当するときは、自らの責任において、その状態を解消しなければならない。

(所有者等への要請)

第5条 法第9条に規定する調査により所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、当該空家等を適正に管理するように求めるとともに、法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

(特定空家等認定審査会の設置)

第6条 市長の諮問に応じ、特定空家等の適正管理に必要な事項を審査するため、立川市特定空家等認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(特定空家等の認定)

第7条 市長は、法第9条に規定する調査を行った空家等が別に定める基準による特定空家等の要件に該当すると認めるときは、当該空家等を特定空家等と認定する。

2 市長は、前項の規定により特定空家等の認定をするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(事前手続)

第8条 市長は、法第14条第9項又は第10項の規定による措置を行おうとするときは、あらかじめ審査会に諮問するものとする。

(応急措置)

第9条 市長は、空家等の管理不全な状態に起因して、人の生命、身体又は財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等の負担において、当該被害を防ぐため必要な最小限度の応急措置を講ずることができる。

2 市長は、前項に規定する応急措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該応急措置の内容を当該空家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、所有者等又はその連絡先を確知することができないときは、告示するものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。